

第10 簡易タンク貯蔵所（危政令第14条）

1 同一品質の危険物

危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないこと。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは1の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

2 固定方法及び地盤面

- (1) 危政令第14条第4号に規定する「固定」には、車止め又はくさり等による方法があること。
- (2) 危政令第14条第4号に規定する「地盤面」には、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とするよう指導する。（運用事項）

3 タンク周囲の空地

タンクの周囲の空地については、危険物令第14条第1項第4号の規定によるほか、簡易貯蔵タンク相互間の距離は次のとおり指導する。

- (1) 屋外に設置する場合は、1 m以上とする。
- (2) 屋内に設置する場合は、0.5m以上とする。

なお、簡易貯蔵タンクを専用室内に設置するときは、当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に、点検整備のための空間として0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。
（運用事項）

4 通気管

危政令第14条第8号に規定する通気管は、危省令第20条第4項第2号により、先端の高さは地上1.5m以上とされているが、簡易タンク自体で高さに欠けるもの、すなわち車輪から通気管先端までが1.5m未満のものにあつては、設置場所にコンクリート台を設け、地上高1.5m以上とするなどの方法があること。

5 固定給油設備等を設けた簡易タンクの扱い（昭37.4.6 消防危第44号質疑）

簡易タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には次によること。

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替業務を行うことができる。
- (2) タンクの容量の合計が指定数量以上で、給油を主な目的とする場合は1日の総油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。

なお、自家用であり、かつ給油の機会が少なく1日の給油量が指定数量未満である場合は簡易タンク貯蔵所として規制する。

第 10 簡易タンク貯蔵所

- (3) 詰替え又は小分け販売等を目的とし、1 日の取扱い量が指定数量以上である場合は一般取扱所として規制する。